

西蒲甲商二コース

2020年6月22日号

西蒲区甲卷2573—5

FAX 0256・72・3321

030 7月4日(土曜)

西蒲民商第73回懇親会に参加します。

持続化給付金、融資、減免

制度を活用して商売の継続、発展を!

- 懇親会は午後6時～7時頃まで
- 西蒲民商事務所

【持続化給付金・手続】

留意

「持続化給付金が振り込まれ、滞納していた税金や従業員の給与を払った」（土木）「生徒の学習の機会が減ったので売上が減少、無利子融資を申し込んだ」（学習塾）「消費税等が多額で納められず、納税猶予を行いたい」（建設）等コロナ問題で中小業者の要求が吹き出しています。今大事なことは、コロナ危機に負けずに自分の商売を継続、発展させることです。

【持続化給付金等の申請等】

「確定申告の税務署受付印がない」「收支内訳書の添付をしていなかった」「自分の商売はあてはまらない」「書類が不備なのでダメではないか」と思わず、まず申請することが大事です。飲食店等を中心とした休業要請補助金（それぞれ10万円）などの申請もあついでいます。スマホやパソコン等で申請できない人は西蒲民商で相談を受け付けています。事前に血等の予約をお願いします。



経産省と電通が競争に参入する疑惑

持続化給付金をめぐって、電通と中小企業前田長官の癒着が問題になっています。2009年のエコボーポイントの時からの知り合いで電通が次々と業務を請け負っています。今、問題の「二ツ一キヤンペーン」（約2兆円）でも電通と事前ヒアリングを行っています。電通は、自民党に7年間で三千六百万円も献金しています。疑惑の徹底解明が求められます。